

人口			世帯
総数	男	女	(-1)
(+45)	(+26)	(+19)	11,966
49,145	23,412	25,733	

()は前月との比較

12月定例市議会のあらまし

12月の定例市議会が12月11日から22日まで開き、市執行部が提案した30議案と1諮問を審議しました。議案のうち、鳥栖市のまちづくりの方向を定める総合計画基本構想および自然破壊を防止する市民生活を守ろうという土採取条例ならびに一般会計と特別会計の46年度決算は、継続審査になりました。

原案どおり議決された24議案中には、ブリヂストンタイヤ柳鳥栖工場および九州松下電器柳佐賀事業部の増設にたいし、市条例に基づき奨励措置を行なう議案もありますが、これにたいしては、「大企業優先に反対、むしろ中小企業の育成こそ急務だ」との反対討論がありました。採択の結果、賛成多数で可決されました。

老人医療費の一部負担申請すればかえります

70歳以上の医療費がこの1月から無料になりましたが、これには所得制限があります。このため市は、所得制限により無料化の恩恵を受けることができない人も、無料になるよう、条例改正をしました。

これにより、国の制度による「老人医療費支給給付」をもらっていない人は、これまでどおり医療機関で、一部負担金を支払わなくてはなりませんが、市福祉事務所に申請すると、後日、本人に一部負担金に相当する額を支払うことになっています。申請用紙は医療機関の窓口にありますので、必要事項は記入してもらってください。

同時に、身障者手帳2級以上のおよび知能指数35以下の人も、本人負担が1割ですむよう市で助成することになりました。老人医療と同じく申請をしてください。お問い合わせは市福祉事務所社会係(電話03111、内線246)へ。

修学資金のご希望は 48年度に高校、高専、短大の修学資金を借りたい人は、市社会福祉協議会にお申込みください。

(03111、内線249)。また母子家庭で同じ資金を申込まれる場合は福祉事務所社会係(内線246)におねがいします。

市民ボウリング大会 鳥栖新聞は、新春市民ボウリング大会を次のとおり行ないます。子どもからおとなまでだれでも参加できます。

とき 1月21日(日)午後1時
ところ スカイボウル
申込み 鳥栖新聞事務局(02550)または市内のボウリング場

このほかおもな議案は12月15日号の市報でお知らせした通りで、企画課、環境課の設置については、1月16日付で人事異動を行ないますが、実質的な活動は新採用者を配置する4月になります。

基本構想など 継続審査へ

12月議会に市執行部から提案され、継続審査になった「総合計画基本構想」は、極めて重要なものとして特別委員会



利良功明大銅勢さ郎熊倉さんさ治のみんさん、中島七瀬坂本龍夫さん、向かして左から杉野村

市政功労者14氏を表彰

鳥栖市表彰条例にもとづく市政功労者の表彰式は、1月4日市役所3階大会議室で行なわれました。

今回の表彰者は次のとおり市職員8人を含む14人です。

<市政運営に貢献された人>

- ◎紫村良太郎さん(79歳)＝固定資産評価審査委員会委員として13年9月在職し41年から同委員会委員長。常に公正な立場で職務をまっとうされている。今泉町
- ◎杉野利明さん(61歳)＝固定資産評価審査委員会委員として20年2月在職。安楽寺町。
- ◎坂本種夫さん(59歳)＝昭和26年、農業委員会が設置されて以来、47年7月まで20年間、市農業委員として農民の地位向上と農業の発展に貢献された。姫方町。

<産業の振興に貢献された人>

- ◎徳淵榮次郎さん(71才)＝青年時代から今日まで林業の振興につくされ、昭和32年5月市森林組合の発起人として活躍。市発定と同時に市有林管理人になり公有林の造成に尽力された。23年～38年農協理事あるいは監事。河内町。
- ◎鳥飼照治さん(76歳)＝昭和17年から10年間農協理事。基里農協の初代組合長。農業会時代は食糧増産に献身され、26年からは農業委員として農地開放後の農地流動の円滑化、調整に尽力されたほか、産米改良にも認識深く、33年から14年間

で慎重に審議されますが、同委員会のメンバーは次のとおりで、第一回委員会を1月16日に開くことになっています。また同じく継続審査になった46年度の決算も特別委員会1月8日から20日まで審議されます。

<総合計画基本構想特別委員会>

委員長＝時津政吉、副委員長＝平塚元徳 原米一郎、草野勲、近藤英雄、江頭クニエ、久保山六郎、門司睦夫、山本保、大石克己、天本義人、宮本三三男、井上吉治、宮原久(後略)

<決算特別委員会>

委員長＝西依太七、副委員長＝小田一夫、坂井哲夫、松隈清吾、大野敏一、福永勝二、架地喜久次、伊東哲夫、大丸一衛、松田弘道、豊増忠夫、藤田富夫(後略)

土採取条例(案) についての意見

土採取条例は、建設委員会(案)久次委員長)に付託されましたが、付託に先立ちもっと骨のある条例にしてほしいという次のような意見がありました。

「原案は、市に手続きさえすれば、土がとれるようになっているが、操業前に十分検討して、許可するかしないかを決める「許可制」にしてほしい。また、原案では15日前に届出ることになっているが、これくらいでは市が検討する余裕がない。せめて30日前にして、その間市長の意向も十分に聞いてほしい。」

これにたいし執行部は、「土取りを全面禁止すれば、あらゆる建設事業ができなくなる。また15日前に届出れば十分だ。」また「今の法政上、市長に許可するかしないかの権限がないと考えるのでこういう形になった。行政指導の上で十分考慮して住民に迷惑のかわらないようにする。」と述べました。さらに議員の一部からは「探石業の例でわかるように、ひとたび操業してからはいくら住民が苦情をいっても、十分な改善がされないことはいやというほど経験済みだ。『許可制』の一条のない条例は、骨付きである」と述べ、建設委員会でも十分考慮するよう望みました。

結局、同委員会は、許可制については市執行部もお法政上の研究が必要であるし、せつかくの条例であるから慎重に審議して充実したものにしたと、本会議に報告し、採決の結果「継続審査」となり今後建設委員会が検討し、3月議会に結論を報告する予定になっています。

お気軽にようす相談へ
毎月第2水曜日

『3人目以降が10歳未満』にも児童手当、4月から

国の児童手当は、ことし4月から「3人目以降が10歳未満の場合」でもらう資格が広がられます。該当する人は早目に市福祉事務所手続きをしてください。

ただし、公務員と三公社勤務の人は助め先で手続きすることになります。

▼児童手当をもらえる人

- (1) 18歳未満の児童を3人以上養育している人、そのうち3人目以降が10歳未満の場合(昭和38年4月2日以降生まれ)
- (2) 現在受給している人で、該当する子どもの数がふえる場合も、新たに手続きをしてください。

(3) 収入が一定の基準に満たない人。(たとえば、扶養親族5人の場合233万円に満たないこと)

▼手続きに必要なもの

- (1) 印鑑
- (2) 会社などに勤めている人は「厚生年金保険」などの記号、番号が必要だ。
- (3) くわしいことは市福祉事務所福祉係(電話03111、内線248)におたずねください。

▼手続きは3月末までに必ず。4月以降になると、4月分から支給されず、手続きした翌月からになります。

雨 中 の 出 ぞ め 式

鳥栖市消防団の出ぞめ式は1月7日(日曜日)、市役所前庭で行なわれました。この日、午前8時30分、専売公社東側を出発した団員と消防自動車は本通り筋から中央通りを行進し、午前9時市役所前に到着。降りしきる雨の中で例年どおり分列行進、五色放水、式典など11

時まで行なわれました。式典では優良団員や団体および退団者に表彰状や感謝状が贈られました。29年の市発足以来47年9月1日まで副団長として活躍された横尾貞美さんも、市長の感謝状を受けられました。横尾さんの後任は羽根直敏さん(62歳、本鳥栖町)で、羽根さんは、

鳥栖町消防団時代の昭和26年～29年3月まで同副団長をされたこともあります。なお関係以外の一般市民で、初期消火に協力し火災の拡大を防止した次の人々が市長から表彰されました。

一般協力者

梅満州男さん(今泉町)、梅原タエ子さん(古野町)、吉川一二さん(曾根崎町)、緒方忠さん(永吉町)、吉松鶴生さん(下野町)

予 防 接 種 を お 忘 れ な く

ジフテリア・百日せき・破傷風混合予防接種を次のとおり行ないます。

<該当者>

第1期→生後3か月以上の乳児は4週間ごとに3回接種。

第2期→第1期の接種がすでに1年～1年半までにさらに1回。

<期 目>

・旧代、基里、麓、旭地区は2月1日
 ・鳥栖地区は2月2日

<時 間>

・受付期間は午後1時30分から午後2時

50分まで。

<場所>

中央公民館(本町三丁目)

<注意>

- ・B C G、小児マヒ、またはハンカワチン接種後、1か月過ぎていない場合、今回の接種は受けられません。
- ・接種は乳幼児の母親が保護者がつてきてください。
- ・母子手帳を持ってきてください。



出ぞめ式で市長らの関与を受ける団員

になり、保険料が払えなくなったときは、その後の保険料は納めなくても、学資金は確保できます。

※簡保資金は教育施設にも融資

みなさまから払い込んでいただいた保険料は、簡易保険資金として積み立てられ、公共施設に融資されています。とくに学校施設には3000億円にのぼる巨額を融資しています。

※団体割引、団体貸付

団体割引や団体貸付金は、育英会など父兄のかたが団体をつくって校内放送、理科実験教材の設備などに活用されます。

(鳥栖郵便局)

※契約者の制限

10歳未満の子どもの保険契約者は、父、祖父および兄弟の二親等内に限られ、万一亡くなったときの保険金は近親者しか受取れないことになっています。これは子どもを利用した悪意の契約を防止するためです。

※契約者が死んでも学資は確保

お子さまの学資金づくりを万全を期している学資保険は、保険期間中に契約者が亡くなった場合、または身体障害者

土地や建物を売った場合の利益を譲渡所得といい、これにたいして税金がかかります。この譲渡所得の税金は、土地問題の解決などのために、ふつうの所得税とは別に異なる方法で計算することになっています。

一般の譲渡の場合

譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) = 譲渡所得

取得費は、売った資産の購入代金や購入手数料などですが、それが譲渡価額の5%より少ない場合には、取得費を譲渡価額の5%にすることができます。譲渡費用は、仲介手数料や測量費など資産を譲渡するために支出した費用で、貸家の譲渡に際して支払った立ちのき料も含まれます。

譲渡所得は、売った資産を持っていた期間によって、長期譲渡所得と短期譲渡

所得に区分し、異なる方法で税金を計算します。

▼長期譲渡所得とは、5年をこえる期間持っていた土地や建物を売った場合の譲渡所得のことをいいます。

▼短期譲渡所得とは、5年以下の期間し

土地・建物を売った「譲渡所得」の税計算はこうです

か持っていなかった土地や建物を売った場合の譲渡所得のことをいいます。

長期譲渡所得の税額の計算

(譲渡所得 - 特別控除) × 税率 = 税額
 特別控除額は、ふつう100万円ですが、譲渡の内容によって次のような特別控除があります。

- (1) 取用対象事業のため土地などを譲渡した場合 1200万円
- (2) 日本住宅公団などが行なう土地造成整理事業のために土地などを譲渡し

業員(京町) ■ 1万円…カトリック婦人会(本通り) ■ 3000円…松尾栄さん(旭方町) ■ 623円…匿名者750円…江頭ミヤ子さん(曾根崎町) ■ 2304円…枝川病院くるみ会(元町) ■ 250円…熊本辰男さん(基山町) ■ 4437円…鳥栖三養基地区消防事務組

夜間金庫も好評

佐銀、窓口を改善

佐賀銀行鳥栖支店は、47年12月増築工事を完了し、新築の2階に融資、各種ローン、住宅金融公庫の係を移し、落ちついた気分で相談できるようにしました。3階は30人程度までの会議室で、市民の利用にも供することになっています。また1階は、カウンターが8名長くなり、税金などの納入も便利になったほか、銀行閉店後の現金預け入れに便利な夜間金庫も発足し好評。

鳥栖税務署を新築

鳥栖税務署は47年12月25日から新庁舎に移りました。場所は旧庁舎の裏で秋葉町三丁目12の2。鉄筋2階建て、延べ700平方メートルの建物で窓口はすべて2階。1階は会議室になっています。1月上旬に旧庁舎をとりこわし跡地を駐車場にするなど外開きの工事が行なわれています。建物はおよそ4000万円で、47年9月着工。

市で保健婦と看護婦を募集

市は保健婦1人と看護婦1人を募集します。受付は1月31日まで市総務課人事秘書係(◎3111内線206)。保健婦は昭和23年4月2日～26年4月1日生まれの人、また看護婦は23年4月2日～28年4月1日までに生まれた人。ともに市内在住者に限ります。試験期日などは申込者に後日通知しますが、作文、面接、身体検査を行なうことになっています。

寄 付 ありがとう ございました

香典返し 社会福祉協議会へ ■ 藤田ミキエさん(原町、夫進さん死亡) ■ 牛島義雄さん(母カツさん) ■ 近藤一夫さん(神辺町、母マスさん) ■ 藤井博喜さん(土井町、母シゲさん) ■ 田口広康さん(京町、父常次さん) ■ 横尾薫さん(廣徳町、母ハツ子さん) ■ 大石定嗣さん(真木町、父卯一郎さん) ■ 長繁信さん(永吉町、父栄三郎さん) ■ 藤原義秋さん(藤木町、父健三郎さん) ■ 遠藤善久雄さん(酒井西町、母コメさん) ■ 堤政治さん(古賀町、伯母ハツさん) ■ 徳瀬善善さん(萱方町、祖母トミさん) ■ 浜本薫さん(坂町、母ハルさん) ■ 吉沢一造さん(元町父、末吉さん) ■ 山岸二郎さん(萱方町母、マサキさん) ■ 大石洋子さん(田代外町、夫勝さん、義母スガさん) ■ 平川利雄さん(田代昌町、賢司さん)

老人福祉センターへ ■ 村山孝さん(古野町、父喜代次さん)
 一般寄付
 歳末助けあい募金へ ■ 1259円…鳥栖工業高校(代表・山本弘司さん) ■ 3000円…青山朝三さん(廣徳町) ■ 3000円…田中綾子さん(宿町) ■ 3085円…フランス

た場合 600万円
 (3)特定の民間住宅地造成事業などのために土地などを譲渡した場合

300万円
 (4)農地保有の合理化などのために、農地等を譲渡した場合 150万円

(5)自分が住んでいる建物やその敷地を譲渡した場合

1000万円
 税率は昭和47、48年に譲渡した場合は15%、49、50年に譲渡した場合は20%

短期譲渡所得の税額計算は、紙面のついでに解説しました。このほか、特定の事業用資産を買い換えた場合や、取用などによって譲渡し、代替資産を買い入れた場合など、それぞれ計算のしかたが異なりますので税務署におたずねください。

鳥栖税務署

合 ■ 1万8430円…鳥栖警察署一同から交通違反に ■ 6260円…フランスベッド生産課二係四班 社会福祉事業資金へ ■ 10万円…鳥栖市料飲店組合長・西依利幸さん ■ 33万円…松原新司さん(藤木町)から自費出版への謝礼金を